



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 4 9 5 号 令和 4 年 9 月 6 日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
5 5 6	道路の区域を変更する件	道路整備課
5 5 7	道路の供用を開始する件	同
5 5 8	第 5 1 回採石業務管理者試験を実施する件	河川整備課

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
※	令和 4 年 5 月 1 0 日付け徳島県報第 4 5 4 号徳島県公安委員会規則第 7 号中訂正	公安委員会
※	令和 4 年 5 月 1 0 日付け徳島県報第 4 5 4 号徳島県公安委員会規則第 1 0 号中訂正	公安委員会

徳島県告示第五百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

3 0 1					番号 整理
久尾穴喰浦					路線名
同 四三番三まで		一〇九番八 海部郡海陽町小谷字中谷	同 海部郡海陽町小谷字中谷	同 一〇九番八から 海部郡海陽町小谷字中谷	区 間
新			旧		新旧 の別
三・〇〓六三・六		四・六〓五四・五	三・〇〓七四・〇	三・〇〓一四・七	敷 地の 幅員 (メートル)
六九・〇		七四・〇	四四三・〇	四四三・〇	延 長 (メートル)

徳島県告示第五百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和四年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町小谷字中谷一〇 九番八から 同 字小野四三 番三まで	四五三・〇	令和四年九月六日

徳島県告示第五百五十八号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定に基づき、第五十一回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和四年九月六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 試験の日時

令和四年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

二 試験の場所

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁八階八〇四会議室

三 受験願書の受付期間

令和四年九月十五日（木曜日）から同月三十日（金曜日）まで（徳島県の休日を含める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項第一号及び第二号に掲げる日を除く。）とする。ただし、郵送による場合は、同月三十日までの消印があれば受け付ける。

四 受験願書の用紙の請求先

徳島県県土整備部河川整備課、徳島県東部県土整備局及び徳島県総合県民局県土整備部

五 受験願書の提出先

徳島市万代町一丁目一番地 徳島県県土整備部河川整備課

六 受験手続

受験願書（採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）様式第九によるもの）に写真（受験願書提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して提出すること。

七 受験手数料

八千百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を受験願書に貼付すること。）

八 その他

この試験についての問合せは、徳島県県土整備部河川整備課（電話〇八八―六二―二六二七）へすること。

令和四年五月十日付け徳島県報第四百五十四号徳島県公安委員会規則第七号中次のとおり訂正

一	ページ			
		行		
	終わ	から	十五	
	誤			
		誤		
	誤			
		正		

令和四年五月十日付け徳島県報第四百五十四号徳島県公安委員会規則第十号中次のとおり訂正

二	ページ	七	行	とする	誤	とする。	正
---	-----	---	---	-----	---	------	---